ネット社会における青少年保護問題の検討課題一覧

資料１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **問題点** | **今後考えられる有効な対策** | **有効な対策を実行する時の課題** | **特別部会の意見** |
| **子****ど****も****・****保****護****者** | ○インターネットの適切な利用に関する知識・技能が未熟・他者の権利を侵害しない・携帯に潜む危険性の不認識○犯罪・トラブルへの巻き込み・詐欺、児童ポルノなど子どもからの投稿等・ネット犯罪の認識・出会い系等の有害情報・写真や動画をアップし問題発生○ネット依存　ＩＴ機器や携帯の長時間の使用により活動が阻害され、すぐに返事をしないといけないため、スマホから目を離せない○ネットいじめ・ネット上で誹謗・中傷・個人情報の勝手な使用・チェーンメール等○メール、掲示板、チャット、LINEなどのデジタルのコミュニケーションは、学校教育などにおいても、有効活用すべきものであるが、そこに内在する危険性をどのように青少年に分からせるか○危険性を十分に知ったうえで、いかにコミュニケーション・ツールを使いこなすかが大きな問題○コミュニケーション・トラブル　直接会って話せば誤解なく伝えられることでも、文字ベースのコミュニケーションが誤解を増大させトラブルの原因になりがち○〈現実〉がネットの世界に取り込まれるときには、〈現実〉が歪んで取り込まれることを教えるべき | 出前授業 | ○学校による教育・啓発の推進・道徳、総合的な学習、人権教育の推進・生徒会サミット(府・全市町村教委)の実施・情報リテラシー(情報収集・処理とモラル)・法教育(学校・社会のルールづくり)〇犯罪防止教室(児童生徒・保護者・教師の三者学習会)・ネット社会を生きるチカラ・ネット社会と犯罪・スマホを上手く活用する方法 | 〇時間、指導者等の確保・どの教科、科目で実施するか・指導者確保と養成○学校教育で、基礎的な法的ルールを教える。（講師は、弁護士会に依頼可能か）○生徒の現状把握と指導する教員の意識の向上と知識の獲得○学警（学校と警察）の連携 | ・学校の教員の気持ちや考えを高めていくことが必要・「オンリースマホ」ではない。子どものモラルの問題。子どもに危険性を知らせる教育が必要。今、やっていることをきっちりやりきることが大事・学校の先生はこの問題に関与していない。学校を動かすしかない・日本の学校は教科指導だけでなく、生活指導もしているので学校の果たす役割は大きい・道徳教育はスマホに限らず、様々な人権意識を持たせるので、高校からではなく小学校からの積み重ねで発達段階に応じた環境と本人のステップアップが必要・保護者の啓発が難しい。興味を示さない人に関しても啓発していかないといけない。高校では入学者説明会が効果的・「使わすな」というスマホのネガティブなことばかりではなく、賢く使うことが大事。奈良市立一条高校では授業で活用している・学校自体がスマホの持参を禁止している中で、教育することには無理があり、使い方を考えていくことが必要・生きていくためにスマホは欠かせないものと　なっている。共存していく中で、きちんと　啓発してルールをつくっていくことが実践的・小学校3年生ぐらいから、子どもと保護者　を対象とした教材が急務。それと地道な啓発・中学校の暴力行為が増えた頃に、辰吉丈一郎を使ったポスターを作成したところ、暴力行為の件数が減るなど効果があった |
| 教材作成 | ○コミュニケーション・トレーニング・ネット上のコミュニッケ−ションの限界等についての理解・自分たちで対応できる力をつける | 〇教材の整備・警察としての教材・学校としての教材・年齢に応じた事例集や教材（ロールプレイング教材等）の開発 |
| その他 | ○テレビCMや情報番組で取り上げ周知に努める（親しみやすいタレントの起用）○ネット依存、犯罪トラブル予防の啓発○〈現実〉とネットに取り込まれた〈現実＝ヴァーチャルリアリティ〉との情報の落差を体験させる。そのためには、生の〈現実〉に触れる機会を増やすこと・例えば、コンサート、美術館・博物館などに行く機会を増やし、そこで得た知識をネットで確認し、その落差（違い）に気づかせること | ○広報費用の捻出○事例や解決策の示唆を含んだ啓蒙的パンフレットの製作○府内の美術館、博物館などについては、府内の高校生以下はすべて無料にする。クラシック・コンサート、映画、歌舞伎、能、文楽なども、青少年の小遣い程度で入れるようにする。新刊本について〈学割〉制度を設ける。このようなことが財政的に可能かどうか |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **問題点** | **今後考えられる有効な対策** | **有効な対策を実行する時の課題** | **特別部会の意見** |
| **法****整****備****・****事業者** | ○フィルタリングの有用性と限界○違法ともいえる事業者が増大し、適正な規制がなされていない | ○事業者のフィルタリング設定の販売現場での勧奨は引き続き強化すること一方で関係機関が連携した啓発活動が必要○事業者の自主的な取組みがなされるような施策○法的な規制・フィルタリング・深夜のLINE使用を規制する条例はできないか・使用時間の制限（9時まで等） | ○利用者及び保護者の関心が相対的に低い○本来的にはスマホやLINEの潜在的な危険性を超えた啓発内容が必要○本来啓発が必要な対象に届かない○自主的な取組みであるため、取組みとしては弱い○大人の認識不足で面倒がることがある○家庭への全体的な浸透○各家庭における方針の違い○子ども自身の問題意識の欠如 | ・有害情報から子どもを守るためには、フィルタリングは必要・携帯電話の販売店では、フィルタリングの利用は保護者に委ねられているのでその徹底には限界がある・子どもたち自身の話しあいも必要・親の認識が低いので、啓発の仕方を考えないといけない・スマホ自体が悪いとか短絡的な方向で議論をされる傾向があるが、有効なツールとしてプラスの面も多い・現場は取決めやルールがあると後押しになる・低年齢から啓発し、将来的には、中学校、高校へ広げていく |
| **見****守り****・****相****談****体****制** | ○子どもを取り巻く社会環境（学校・保護者・事業者）に子どもをネットから守るという意識が希薄○すでにある条例、(喫煙のルールや外出禁止時間の設定)などを理解している保護者が少ない○携帯電話やネットの普及で、学校や地域、家族への帰属意識が薄れ、自己の認識すら厳しい子どもが増加 | ○意識の定着を図るためのより具体的施策を出し、子ども育成していく中で重要事項であることの「見える化」を行うことで共通認識を強化○地域やＰＴＡなどで親学の講座を開き啓発活動や見守り活動を行うこと○子どもの育成に支障がある環境の場合、管理する機関を設けること○教育そのものを尊重する社会へと変革する。そのために、府の広報で教育問題を考える番組や冊子を提供○家庭や学校でのルール作りや啓発・家庭でのルール作り支援リーフレット・年齢により親が管理すること○相談できる場や相手 | ○有効な施策の立案と推進・実行○啓発を目的とした講習会的なものを企画実施してもすべての保護者の参加が期待できず、配布物をもって啓発を行っても保護者全員に行き渡らない○児童虐待でも指導に応じない親が多くなっている○親の役割ができていなければ罰則が科せられる社会が必要になる○親しみやすいタレント等に協力していただいて共に勉強するイベントで発信する等しなければ、問題共有が難しい | ・府立高校では、入学時に「高校生活支援カードを配っており、そのカードにスマホに関する項目を追加するなど、発達段階に応じて「見える化」して発信する・親子のルールづくりのサンプルがないのが問題であり、親子のルールづくりとその方法、リーフレットの提供・CM、教材等親をサポートするツールが必要・携帯電話を子どもに購入する前に読む本や　リーフレットの提供・子どもが学校で聞いてきたことを家に帰り親に教えることは良いこと・子どもや保護者、教員などが相談できる専門家が必要・教育センターでは、専門家がいないのでネット相談の対応は難しい |
| **その他** | 〇基本的生活習慣・スマホの付き合い方と乱れ・早寝、早起き、朝ご飯の未定着 | 〇府としての先導と各校の取組・こころの再生府民運動・各校の生徒会の宣言と取組 | 〇府の取組・こころの再生府民運動へのテコ入れ・学校教育と家庭教育の協働 |  |